

岩手県県土整備部週休2日工事实施要領

〔平成29年9月12日
建 技 第 399 号〕

【沿革】平成29年9月12日付け建技第399号制定、平成30年2月6日付け建技第658号一部改定、平成30年7月13日付け建技第298号一部改定、平成31年2月27日付け建技第739号一部改定、令和元年12月12日付け建技第542号一部改定、令和2年3月31日付け建技第800号一部改定、令和2年5月28日付け建技第107号一部改定、令和2年10月1日付け建技第416号一部改定、令和3年3月16日付け建技第796号一部改定、令和3年9月24日付け建技第495号一部改定、令和4年3月25日付け建技第983号一部改定、令和5年1月18日付け建技第682号一部改定

(目的)

第1 本実施要領は、県土整備部が所管する工事において週休2日を確保する工事（以下、「週休2日工事」という。）を実施するために、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 完全週休2日とは、作業期間内において土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）（以下、「祝日に関する法律」という。）に規定する休日を現場閉所することをいう。
- (2) 週休2日相当とは、土日に限定せず、現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上であることをいう（港湾工事を除く）。
- (3) 4週7休とは、土日に限定せず、現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上、28.5%（8日/28日）未満であることをいう（港湾工事を除く）。
- (4) 4週6休とは、土日に限定せず、現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上、25.0%（7日/28日）未満であることをいう（港湾工事を除く）。
- (5) 4週8休（港湾工事）とは、起算する土曜日から始まり、4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり、4週目の日曜日までで終わる4週間を1期目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完成届提出日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分（土曜日、日曜日、休日、夏季休暇及び年末年始休暇）の閉所日があることをいう。なお、工事着手日以降最初の土曜日又は月曜日から1期目を起算することとし、工事完了日（完了届提出日）直前の1期間の末日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする。
- (6) 現場閉所日とは、予め定めた休工日であり、1日を通していずれの現場作業も実施しない日のことをいう（ただし、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を除く）。
- (7) 作業期間とは、実工期から準備及び後片付け、特記仕様書で定める連休等（ゴールデンウィーク、お盆休暇、お正月休暇）の期間を除いた期間をいう。
- (8) 実工期とは、工事開始日（余裕期間が終了した日）から工事完成日（受注者が工事完成届を提出する日）までの期間をいう。
- (9) 発注者指定型とは、発注者が、完全週休2日又は週休2日相当に取り組むことを指定

する方式である。

- (10) 受注者希望型とは、受注者が、工事着手前に発注者に対して、週休2日工事に取り組むことを協議したうえで実施する方式である。
- (11) 週休2日交替制とは、作業期間内において祝日に関する法律に規定する休日に現場閉所することが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保する取組をいう。
- (12) 週休2日交替制における週休2日相当とは、休日率（対象期間内に現場に従事した施工体制台帳上の元請け及び下請け全ての技術者及び技能労働者の休日日数の割合の平均（以下、「休日率」という。））が28.5%（8日/28日）以上であることをいう。
- (13) 週休2日交替制における4週7休とは、休日率が25.0%（7日/28日）以上、28.5%（8日/28日）未満であることをいう。
- (14) 週休2日交替制における4週6休とは、休日率が21.4%（6日/28日）以上、25.0%（7日/28日）未満であることをいう。

（対象工事の選定）

第3 発注者は、原則として全ての工事を週休2日工事の対象として発注することを標準とする。なお、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事（補助事業で費用の補正を認められていない工事など）は除く。

2 発注型式は、以下の表のとおりとする。なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事（緊急性が高く、休日に作業が必要な災害応急工事等）については、受注者希望型において、週休2日交替制工事の取組ができるものとする。

区分	選定要件	発注者 指定型 【第Ⅰ編】	受注者希望型 【第Ⅱ編】	
				交替制 【第Ⅲ編】
災害復旧 工事以外	設計金額2千5百万円以上 (工程上の制約がない場合)	○	—	—
	設計金額2千5百万円以上 (工程上の制約がある場合)	—	○	○*
	設計金額2千5百万円未満	—	○	○*
災害復旧 工事	—	—	○	○*

※港湾工事及び空港工事は対象外。

【第Ⅰ編】週休2日工事（発注者指定型）

（実施手続）

第4 発注者は、入札公告の際、特記仕様書に「週休2日工事（発注者指定型）」の対象であることを明示するものとする。

2 週休2日の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 施工計画書（当初）に、具体的実施日を記載し提出すること。
 - (2) 週休2日の取組の対象期間は、作業期間内とする。
 - (3) 受注者は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所を閉所するものとする。
 - (4) 橋りょう上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。
 - (5) 対象期間中は、休工日を明示した実施工程表を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。
 - (6) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工日とした場合は、当該作業予定日を休工日に振り替えることができる。この場合、振替作業日以降の修正工程表を速やかに監督職員に提出するものとする。なお、振替作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日の達成とはならないものとなる。
 - (7) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。なお、作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日の達成とはならないものとなる。
 - (8) 休工日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。
- 3 受注者は別紙1を参考に、週休2日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。（A3判程度）
 - 4 受注者及び発注者は、4週8休（港湾工事）の実施において、別紙2により休日の確認を行うものとする。

（発注者の責務）

- 第5 発注者は、週休2日工事の実施に当たり取組の支障とならないよう、ウィークリースタンスの基本理念に基づいた対応等を実施するものとし、特に全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるものとする。
- 2 発注者は、債務及び繰越等の活用による工期の平準化や余裕期間制度を活用するとともに、週休2日の実現に当たり適切な工期設定を行うよう努めるものとする。
 - 3 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

（週休2日の実施報告）

- 第6 受注者は、週休2日の取組結果について、工事完成届を提出する日の20日前（土日等含む）までに、現場閉所日が記載された実績工程表を監督職員に提出するものとする。
- 2 受注者は、休日が確保されていることがわかる資料（作業日報や週報、出勤簿等のいずれか）を監督職員に提示するものとする。

（工事成績評定における評価、達成証明）

- 第7 発注者は、週休2日の達成を確認した場合、工事成績評定において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。

- (1) 完全週休2日の達成 監督員の工程管理及び創意工夫において加点評価し、さらに評定点合計に追加で2点加点評価する。
 - (2) 週休2日相当の達成 監督員の工程管理において加点評価し、さらに評定点合計に追加で1点加点評価する。
 - (3) なお、営繕工事については、成績評定実施要領において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合においても従来と同様に適切に評価する。
 - (4) 発注者指定型において、明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、請負工事施工成績評定要領の別記様式第1「工事成績採点表」における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、2点の減点評価を行うものとする。
- 2 発注者は、発注者指定型において現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の達成が確認できた場合、完成検査終了後に、現場の閉所状況に応じた週休2日達成証明書を主任技術者（又は監理技術者）に発行するものとする。

（工事費の積算）

第8 発注者指定型にあつては、当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に第3項で定める4週8休以上の補正係数を乗じるものとする。ただし、精算時における現場閉所の達成状況を確認した結果、4週8休未満となった場合は、全ての補正係数分を減額して契約変更を行うものとする。その際、4週6休以上であっても、補正は考慮しない。

なお、市場単価方式における補正については、市場単価方式の補正係数を乗じるものとする。

2 補正係数

(1) 一般公共（港湾工事、空港工事を除く）、電気設備

補正係数	現場閉所の達成状況		
	4週8休以上 (28.5%以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25.0～28.5%)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4～25.0%)
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

(2) 一般公共（港湾工事（浚渫、構造物、港湾海岸、防舷材・電気防食単独取付け））

補正係数	現場閉所の達成状況
	4週8休 (港湾工事)
労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

(3) 一般公共（空港工事（土木工事のみ））

補正係数	現場閉所の達成状況		
	4週8休以上 (28.5%以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25.0～28.5%)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4～25.0%)
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.03	1.02	1.01
現場管理費率	1.04	1.03	1.01

(4) 機械設備

補正係数	現場閉所の達成状況		
	4週8休以上 (28.5%以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25.0～28.5%)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4～25.0%)
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

(5) 営繕工事、「航空灯火電気施設工事及び電気施設工事 積算基準」を適用する工事

補正※係数	現場閉所の達成状況		
	4週8休以上 (28.5%以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25.0～28.5%)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4～25.0%)
労務費 (複合単価の労務費)	1.05	1.03	1.01

※市場単価及び物価資料の掲載価格の労務費の補正については、別紙3によるものとする。

(6) 市場単価方式（港湾工事を除く）

名称	区分	現場閉所の達成状況		
		4週8休以上 (28.5%以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25.0～ 28.5%)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4～ 25.0%)
鉄筋工		1.05	1.03	1.01
ガス圧接工		1.04	1.02	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01

名称	区分	現場閉所の達成状況		
		4週8休以上 (28.5%以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25.0～ 28.5%)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4～ 25.0%)
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工 (落石防止網)		1.03	1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去 移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.03	1.02	1.01
道路植栽工	植樹	1.05	1.03	1.01
	剪定	1.05	1.03	1.01
公園植栽工		1.05	1.03	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01
橋面防水工		1.02	1.01	1.00
薄層カラー舗装工		1.01	1.00	1.00
グルーピング工		1.01	1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.00

(7) 市場単価方式 (港湾工事)

港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出
補正後市場単価＝標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数

名 称	市場単価 補正係数	名 称	市場単価 補正係数
底面工	1.04	車止撤去	1.05
マット工(アスファルトマッ ト設置・ゴム系マット設置)	1.01	電気防食取付	1.05
支保工	1.05	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
足場工	1.03	防砂目地板取付工(水中施工)	1.04
鉄筋工	1.05	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.04
吊鉄筋工	1.05	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.04

名 称	市場単価 補正係数	名 称	市場単価 補正係数
型枠工	1.04	ペトロラタム被覆	1.05
コンクリート打設工(ポンプ 車打設)	1.05	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上 施工)	1.05
コンクリート打設工(ポンプ 車打設以外)	1.05	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.05
止水板工	1.05	かき落とし工	1.05
上蓋工	1.05	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
伸縮目地工	1.03	汚濁防止枠設置・撤去	1.03
係船柱取付	1.05	灯浮標設置・撤去	1.04
防舷材取付	1.05	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業 船あり・水中目視点検)	1.01
車止・縁金物取付	1.05	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業 船なし)	1.05
係船柱撤去	1.05	異形ブロック製作 型枠工	1.05
防舷材撤去	1.05	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05

【第Ⅱ編】週休2日工事（受注者希望型）

（実施手続）

- 第9 発注者は、入札公告の際、特記仕様書に「週休2日工事（受注者希望型）又は週休2日交替制工事（受注者希望型）」の対象であることを明示するものとする。
- 2 受注者は、施工計画書の提出前に、週休2日の実施の可否について監督職員と協議するものとする。
- 3 週休2日の取扱いについては、第Ⅰ編の規定による。

（発注者の責務）

- 第10 発注者の責務については、第Ⅰ編の規定による。

（週休2日の実施報告）

- 第11 週休2日の実施報告については、第Ⅰ編の規定による。

（工事成績評定における評価、達成証明）

- 第12 発注者は、週休2日の達成を確認した場合、工事成績評定において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。
- (1) 完全週休2日の達成 第Ⅰ編の規定による。
 - (2) 週休2日相当の達成 第Ⅰ編の規定による。
 - (3) 営繕工事における成績評定の評価については、第Ⅰ編の規定による。
 - (4) 受注者希望型において、週休2日を達成できなかった場合の工事成績の減点は行わない。

- 2 発注者は、受注者希望型において現場閉所率が 21.4%（6 日／28 日）以上の達成が確認できた場合、完成検査終了後に、現場の閉所状況に応じた週休 2 日達成証明書を主任技術者（又は監理技術者）に発行するものとする。

（工事費の積算）

第 13 受注者希望型にあつては、精算時に確認した現場の閉所状況に応じて、それぞれの経費に第 2 項で定める補正係数を乗じるものとする。

なお、市場単価方式における補正については、市場単価方式の補正係数を乗じるものとする。

- 2 補正係数については、第 I 編の規定による。

【第Ⅲ編】週休 2 日交替制工事（受注者希望型）

（実施手続）

第 14 発注者は、入札公告の際、特記仕様書に「週休 2 日工事（受注者希望型）又は週休 2 日交替制工事（受注者希望型）」の対象であることを明示するものとする。

- 2 受注者は、施工計画書の提出前に、現場閉所が困難となる理由を示し、週休 2 日交替制の実施の可否について監督職員と協議するものとする。
- 3 週休 2 日の取扱いは以下のとおりとする。
 - (1) 施工計画書（当初）に、交替制による週休 2 日確保を実施する旨を記載し提出すること。
 - (2) 週休 2 日交替制の取組の対象期間は、作業期間全体とする。
 - (3) 対象期間中は、実施工程表に休日率を明示し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。
 - (4) 橋りょう上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、第 I 編の規定による。
 - (5) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休日とした場合は、当該作業予定日を休日に振り替えることができる。
 - (6) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休日に作業する場合は休日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。
 - (7) 休日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、休日として取り扱うことができる。
- 4 工事掲示板等への掲示については、第 I 編の規定による。

（発注者の責務）

第 15 発注者の責務については、第 I 編の規定による。

（週休 2 日の実施報告）

第 16 受注者は、週休 2 日の取組結果について、工事完成届を提出する日の 20 日前（土日等含む）までに、休日率が記載された実績工程表を監督職員に提出するものとする。

- 2 受注者は、技術者及び技能労働者の休日率の達成状況が確認できる既存資料等（出勤

簿、工事日誌、休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)を監督職員に提示するものとする。

(工事成績評定における評価、達成証明)

第17 発注者は、週休2日の達成を確認した場合、工事成績評定において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。

- (1) 週休2日相当の達成 第I編の規定による。
- (2) 営繕工事における成績評定の評価については、第I編の規定による。
- (3) 週休2日を達成できなかった場合については、第II編の規定による。

2 発注者は、休日率が21.4%(6日/28日)以上の達成が確認できた場合、完成検査終了後に、休日率の達成状況に応じた週休2日達成証明書を主任技術者(又は監理技術者)に発行するものとする。

(工事費の積算)

第18 補正対象は、労務費と現場管理費のみとし、休日率に応じて、それぞれの経費に第3項で定める補正係数を乗じるものとする。

なお、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

休日日数の割合(%) = 当該工事における休日日数/作業期間*

※下請けの場合、作業期間は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定する。

【休日日数の割合の平均(休日率)の算出例】

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工(一次下請)	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設(二次下請)	××	100	25	25.0%	
					4週8休以上

工事着手前に確認

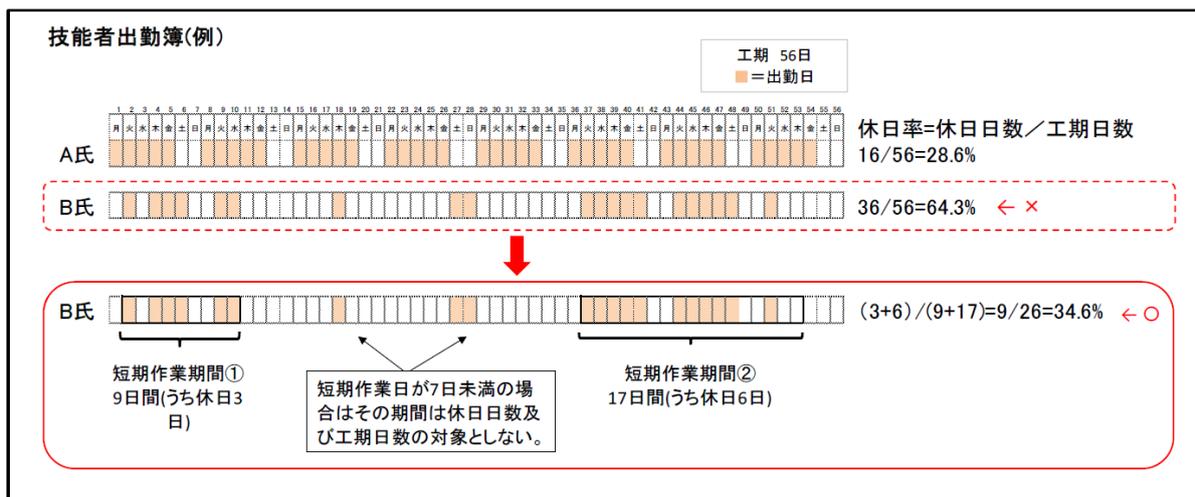
工事完成時に確認

(表中の工期日数を作業期間と置き換えるものとする)

(引用：国土交通省東北地方整備局 週休2日交替制モデル工事の試行における東北地方整備局の運用方針から)

2 短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び作業期間の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び作業期間の対象としない。

【短期作業期間が偏在する作業形態の作業員における休日日数の割合の算出例】



(図中の工期日数を作業期間と置き換えるものとする)

(引用：国土交通省東北地方整備局 週休2日交替制モデル工事の試行における東北地方整備局の運用方針から)

3 補正係数

(1) 一般公共、電気設備、機械設備

補正係数	休日率の達成状況		
	4週8休以上 (28.5%以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25.0~28.5%)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4~25.0%)
労務費	1.05	1.03	1.01
現場管理費率	1.03	1.02	1.01

(その他)

第19 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則 (平成29年9月12日建技第399号)

この要領は、平成29年10月1日から施行し、施行日以前に「県土整備部所管工事における担い手確保対策の取組について(平成29年2月28日付け建技第708号)」に基づく完全週休2日制を推進する工事に選定している工事にも適用する。

附則 (平成30年2月6日建技第658号)

この要領は、平成30年2月6日から施行し、施行日以前に完成済みのモデル工事にも適用する。

附則 (平成30年7月13日建技第298号)

この要領は、平成30年8月1日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附則 (平成31年2月27日建技第739号)

この要領は、平成31年4月1日以降、入札公告に付す工事に適用する。ただし、達成証明書の発行については、平成31年2月27日から試行し、既に発行済みの工事についても全て新様式で再発行する。

附則 (令和元年12月12日建技第542号)

- この要領は、令和2年1月1日以降、入札公告に付す工事に適用する。
附 則 (令和2年3月31日建技第800号)
- この要領は、令和2年4月1日以降、入札公告に付す工事に適用する。
附 則 (令和2年5月28日建技第107号)
- この要領は、令和2年7月1日以降、入札公告に付す工事に適用する。
附 則 (令和2年10月1日建技第416号)
- この要領は、令和2年10月1日以降、入札公告に付す工事に適用する。
附 則 (令和3年3月16日建技第796号)
- この要領は、令和3年4月1日以降、入札公告に付す工事に適用する。
附 則 (令和3年9月24日建技第495号)
- この要領は、令和3年10月1日以降、入札公告に付す工事に適用する。
附 則 (令和4年3月25日建技第983号)
- この要領は、令和4年4月1日以降、入札公告に付す工事に適用する。
附 則 (令和5年1月18日建技第682号)
- この要領は、令和5年2月1日以降、入札公告に付す工事に適用する。

週休2日達成証明書

受注者	
主任（監理）技術者	
工事名	
工事請負金額	¥
発注型式 (該当するものに○)	週休2日工事（発注者指定型） 週休2日工事（受注者希望型） 週休2日交替制工事（受注者希望型）
週休2日達成状況 (該当するものに○)	完全週休2日 週休2日相当（4週8休） 4週7休 4週6休 4週8休（港湾工事）
完成年月日	完成 年 月 日

上記工事は、岩手県県土整備部週休2日工事实施要領に基づき、週休2日を達成したことを証明します。

年 月 日

○○広域振興局土木部
○○土木センター所長 印

工事現場における週休2日工事実施明示の例

この工事は、岩手県県土整備部週休2日工事です。
建設現場の働き方改革を推進するため、土曜・日曜・祝日の休工に取り組んでいます。

受注者 ○○建設㈱
電 話 0190-00-0000

工事現場における週休2日交替制工事実施明示の例

この工事は、岩手県県土整備部週休2日交替制工事です。
建設現場の働き方改革を推進するため、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組んでいます。

受注者 ○○建設㈱
電 話 0190-00-0000

4週8休（港湾工事）における休日の確認方法

1 休日の確認方法

- ・受注者は、土曜日又は月曜日の起算について発注者の承諾を得るものとする。
- ・受注者は、土曜日から金曜日まで又は月曜日から日曜日を1週間とした「週間工程表」を工事着手日から工事完了日（後片付け含む）までの期間、提出する。
- ・また、「週間工程表」には、前週の閉所の実績及び次週の閉所予定を記載する。
- ・閉所日において、品質確保や安全確保に係る軽微な作業、地域行事、現場見学会の開催等により、少数の出勤者が生じた場合は、「週間工程表」に当該出勤者の氏名、出勤日、代休日を記載する。
- ・監督職員は、週間工程表の前週の実績に記載された閉所日及び休日出勤者の代休の状況に基づき、「週休2日」又は「4週8休」を確認する。また、確認にあたっては、実績のみを確認するものとし、週間工程表における閉所予定と実績が異なっても差し支えない。
- ・なお、「週休2日」及び「4週8休」の確認方法の詳細については、以下を参照のこと。

2 土曜日起算

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、4週を1期間とする（4週間単位で確認）
- ② 1期間（4週間）内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間（4週間）内に祝日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する（祝日も評価対象）。
- ④ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない（例えば、月曜日が工事着手日の場合は、その週の月曜日から金曜日までの5日間は評価対象としない）。
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない（例えば、15週目の火曜日が工事完了日の場合は、12週目の金曜日までを評価対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は評価対象としない）。

	土	日	月	火	水	木	金
			← 工事着手日		④ 評価対象外		
1週間目	起算日						
2週間目							
3週間目						② 2週目土曜日の閉所	
4週間目					③ 3週目土曜日の閉所		④ 4週目日曜日の閉所
5週間目				③ 5週目土曜日の閉所			
6週間目				③ 6週目土曜日の閉所			
7週間目			③ 7週目日曜日の閉所				
8週間目			祝日	祝日の閉所			③ 7週目日曜日の閉所
...							
12週間目							
13週間目							
14週間目							
15週間目							工事完了日

■ 作業日 ■ 閉所日

3 月曜日起算

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日からとし、4週を1期間とする（4週間単位で確認）
- ② 1期間（4週間）内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間（4週間）内に祝日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する（祝日も評価対象）。
- ④ 工事着手日が火曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない。（例えば、水曜日が工事着手日の場合は、その週の水曜日から日曜日までの5日間は評価対象としない）
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる日曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない（例えば、15週目の木曜日が工事完了日の場合は、12週目の日曜日までを評価対象とし、13週目の月曜日から15週目の木曜日までの18日間は評価対象としない）。

	月	火	水	木	金	土	日
			← 工事着手日		④ 評価対象外		
1週間目	起算日						
2週間目							
3週間目				② 2週目土曜日の閉所			
4週間目			③ 3週目日曜日の閉所				
5週間目			③ 3週目日曜日の閉所				
6週間目					③ 6週目日曜日の閉所		
7週間目			③ 7週目土曜日の閉所				
8週間目			③ 7週目土曜日の閉所				
...							
12週間目							
13週間目							
14週間目							
15週間目							工事完了日

■ 作業日 ■ 閉所日

営繕工事等における市場単価及び物価資料の掲載価格の労務費の補正

1. 「営繕工事 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格」の補正方法
 市場単価と補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表 A-2 建築工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」:市場単価及び補正市場単価、「物価資料」:物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用 (電動機その他接続材 工事)	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	金属製可とう電線管						
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音 内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21